

# 報告第1号 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）（案）にかかるパブリックコメントの結果について

1 実施期間 令和6年12月15日（日曜日）～令和7年1月17日（金曜日）

## 2 実施結果

- (1) 意見提出者 2人
- (2) 意見件数 3件
- (3) 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	P79「(3) 子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり」の取組みに、「犯罪（ネット犯罪含む）から子ども・若者を守る防犯対策の強化」を記載してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、子どもたちを犯罪から守ることは、推進すべき施策であります。取り組みとして追加を検討いたします。
2	P79「(3) 子ども・若者が安心して過ごせる環境づくり」にかかる公園施設の管理について、市街地にある公園は、住民からの苦情でボール遊びができなかったり、危ないからキャッチボールも禁止されたりしています。 禁止するのではなく、自由に遊べるように対策を実施すべきだと思います。（例えばスケートボードの遊び場等） 野球・サッカーも自由に遊べるように、学校の校庭開放もお願いします。危ないから開放しないではなく、防犯カメラもある学校が一番安全だと思います。	公園では、安全面等を考慮し、硬式ボールやスパイクを履いて行う本格的な野球やサッカー、ゴルフ等の練習は原則禁止としておりますが、ボールの使用を全て禁止するものではありません。 やわらかいボールを使い、近隣の方や他の公園利用者に配慮しながらの利用は可能となっています。また、一部ではありますが、園内にボール利用可能エリアを設けている公園もございます。 今後、各公園に看板を設置する等、公園利用についてわかりやすい周知に努めてまいります。 校庭につきましては、学校長が、児童生徒に対する教育的配慮及び地域の実情に応じて、学校教育上支障のない範囲で開放を行うことができますが、防犯カメラでは担保困難な利用者の安全面や施設の管理、利用ルール等の課題があり、現在は、事前に教育委員会に申請した団体に、一定条件の下、体育館や校庭などの体育施設を開放しています。

3	P 5 9～P 6 1、教育・保育施設の場所について、宝山地区や横瀬地区に幼稚園や保育所がないので不便が生じていると考えます。適正な整備をよろしくお願いします。	現在、市内の児童数の減少に伴い、教育・保育施設における定員の充足率は下がる傾向にあります。このような状況を踏まえ、教育・保育施設の適正な配置は、人口推計や待機児童の状況など、地域の教育・保育の需給バランスを見ながら、将来を見据えた中長期的な視点を持って、整備等を実施していきます。
---	--	--